

役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人こひつじ会の定款第8条及び第21条の規定に基づき役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び評議員選任・解任委員と併せて役員等という。

(報酬等の支給)

第3条 役員等が、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

(出張旅費)

第4条 役員等が法人・施設運営のための業務のため出張する場合は、別表2により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務執行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は、実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等支給の基準として公表する。

(改正)

第7条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日より適用する。

なお、従前の役員の報酬等に関する規程（平成23年4月1日施行）は廃止する。

別表1

	日 額	実費弁償費
(1) 評議員 (2) 理事 (3) 監事 (4) 評議員選任・ 解任委員	5,000円	自宅よりの距離1kmにつき30円。 但し、* ₂ 数の端数は切り捨てる。

別表2

	日 額	宿泊料（一夜につき）	
		甲地区	乙地区
(1) 評議員 (2) 理事 (3) 監事 (4) 評議員選任・ 解任委員	5,000円	13,100円	11,800円

(1) 甲地区 東京23区、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、
神戸市、福岡市

(2) 乙地区 甲地区以外

(3) 固定施設に宿泊しない場合（車中泊等）には、乙地区に宿泊したものとみなす。